

社会保険労務士法人アコール

〒503-0018 大垣市西之川町1-88-2

Tel (0584)77-1318

fax (0584)77-1319

HP <http://www.t-roumushi.jp>

発行元 西濃人財教育経営センター



一業務案内一

労働保険・社会保険の手続き、事務・代行、給与計算、就業規則作成、助成金制度紹介、賞金制度、退職金、労使紛争問題、年金相談、採用試験、社員教育、メンタルヘルス問題

発行責任者 社会保険労務士 北島 隆

健康保険法が大きく変わります

令和4年から健康保険法が改正されます。

●令和4年1月1日から

(1) 傷病手当金の支給期間の通算化

仕事以外の病気やケガで休業する場合の休業補償として最長1年6ヵ月間受けられる傷病手当金は、現在は途中で復帰した期間があっても延長は出来ませんが、来年からは受給期間を**通算して1年6ヵ月まで**見ることが出来ます。治療と仕事の両立が求められているなか、柔軟な所得補償を図ろうということです。

(2) 任意継続被保険者制度の見直し

健康保険の喪失後に任意継続制度に加入する場合、保険料を決める標準報酬には上限が設けられていますが、改正後は健康保険組合が規約を作れば退職前の標準報酬月額とすることも可能となります。



また、現在は途中で脱退することは出来ませんが、改正後は本人の申し出により資格喪失が可能となります。

●令和4年10月1日から

(3) 育休中の社会保険料免除の見直し

育児休業期間中の社会保険料の免除が受けられるのは「育児休業の開始月から終了し

た日の翌日が含まれる月の前月まで」とあり、同月内で育児休業を取り月末より前に復帰した場合は保険料の免除が受けられません。また、月末1日だけ育児休業を取り、その月の保険料や賞与の保険料の免除を受けるというケースもあり、問題になっています。

令和4年10月1日からは、同じ月に育児休業を**2週間以上取れば**、月末が含まれていなくても保険料の免除が受けられるようになります。また、賞与の保険料は**1ヵ月を超える育児休業を取る場合に限り免除**を受けられることとなります。

月末の1日のみの育児休業の取得でも月の保険料の免除は受けられることは改正前後で変わりませんが、改正後は賞与の保険料の免除を受ける場合には1ヵ月を超える育児休業を取っていないといけませんのでご注意ください。

育児休業を分割して取得できたり柔軟に休業延長が出来るようになる育児休業法の改正も決定しており、免除の手続きの方法も変更される予定です。

☆具体的にどこからの傷病手当金や育児休業が適用になるのか等の詳細は、今後公表された後にあらためてお知らせ致しますが、今回の法改正は実務に大きな影響を与えるため、まず概要をお知らせしました

育児・介護休業法改正へ（前半）

6月3日衆院本会議で育児・介護休業法の改正案が可決・成立しました。背景には新型コロナウイルス危機が加速させた出生数の減少があります。主な改正点は5つあります。（施行期日が項目ごとに異なります。）

1. 男性育児休業取得のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業枠組みの創設（施行日：公布日から1年6か月を超えない範囲で政令で定めた日）

	新制度（現行制度とは別に取得可能）	現行育児休業制度
対象期間 取得可能 日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	原則分割不可
休業中の 就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に終業することが可能	原則就業不可

2. 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け（施行日：令和4年4月1日）

- ・育児休業を取得し易い雇用環境の整備。例えば研修、相談窓口設置等の複数の選択肢からいずれかを選択して措置を取る
- ・妊娠・出産（本人または配偶者）の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置。例えば面談での制度説明、書面による制度の情報提供等の複数の選択肢からいずれかを選択して措置を取る

雇用関連ニュース

●製造業の就業者数20年で157万人減少（6月21日）——

厚労省は令和2年「ものづくり白書」をまとめ、国内の製造業就業者数が、2002年からの20年間で157万人減少（2002年1,202万人から2020年1,045万人）したことが分かりました。その中でも若者就労者が、3割以上（125万人）減少しています。

●6月1日時点の大卒内定率過去最高に（6月8日）——

来年春卒業予定の大学生らの就職内定率が71.8%であることが調査結果から明らかになりました。前年同期比を7.8%上回り、現行の就活ルールとなってから過去最高となりました。インターンシップなどを通じて採用が早期化したことが大きな要因となっています。

●パワハラによる自殺 トヨタが和解（6月8日）——

2017年にトヨタ自動車の男性社員が自殺した原因が上司のパワハラだったと労災認定された件をめぐり、同社は遺族側と和解したことを明らかにしました。同社は再発防止策として、匿名で通報できる相談窓口の設置や、管理職らを対象に部下、他部署、社外からの評価を受ける「360度フィードバック」の導入を発表しました。また就業規則にはパワハラ禁止を盛り込み、懲罰も規定しています。



業務の都合により、来月8月号は休刊とします。宜しくお願ひします。

熱中症予防とコロナ対策

今年の夏も猛暑日が続くと予報されています。業務中の熱中症対策とコロナ感染防止でのマスクの着用などについては、「新しい生活様式」として昨年6月から厚労省・環境省よりリーフレットや啓蒙動画が作成されています。熱中症予防の行動ポイントを紹介いたします。

(1) マスクの着用について

高温や多湿の環境下でのマスク着用は心拍数・呼吸数、二酸化炭素濃度、体感温度が上昇し身体に負担がかかります。屋外で2m以上距離が確保できる場合はマスクを外します。着用する場合は、強い負荷の作業は避けこまめな水分補給と休憩を与えます。



(2) エアコンの使用について

室内においては熱中症対策として適切な空調が必要です。一方、新型コロナウイルス感染症対策においては、リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するため、こまめな窓の開放や換気扇によって室内の換気が重要です。換気によって室温が高くなりがちなので、エアコンの温度設定を下げるなど調整をします。



(3) 涼しい場所への移動について

少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所へ移動させましょう。屋に入れない場合は、日陰や風通しの良い場所に移動させます。また万が一、熱中症患者が発生した場合には、応急処置とともに救急医療機関等への迅速なご連絡をお願い致します。



(4) 日頃の健康管理について

「新しい生活様式」では、毎朝など定時の体温測定、健康チェックを奨励しています。日頃の自身の体温や身体を知っておくことは熱中症予防にも有効です。また、体調が悪く感じたときは、無理せずに自宅で待機するような指導も必要となります。

特に高齢者や基礎疾患をお持ちの従業員は熱中症にもなり易いとも言われています。社内従業員へはパンフレットも利用しつつ、広く周知していただきますよう、お願い致します。

(5) ポイントのまとめ

- なるべく一部屋に人が集中しないような在室者の配置を検討する。
- 熱中症予防のため、室温28℃以下、湿度70%以下を目安とする。
- 空調の効率をよくするため、サーキュレーターや扇風機を併用する。エアコン使用中でもこまめに換気をする。
- 屋外で人と2m以上離れている等、十分な距離がとれている場合には、熱中症防止のためマスクを外すことも検討する。
- マスク着用時には、特にこまめに水分補給と塩分補給を行う。